教育訓練給付制度〈厚生労働大臣指定一般教育訓練講座〉

働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす方が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人が支払った教育訓練経費の20%に相当する額(上限10万円)をハローワーク(公共職業安定所)から支給されます。

教育訓練経費の最大20%が(上限10万円)ハローワークより給付

中型(準中型MT所持)コース

通学制プラン

自動車運転免許教習

〈募集期間：通年 ※尚、混み合う時期は開始できない場合もあります。〉

中型自動車 準中型MT所持にて 技能教習 **9時限**

中型(準中型MT所持)コース

(総訓練時間9時間)
指定番号:202007323100220

中型(準中型MT所持)コース **¥133,750**(税込)

(入学料¥47,300、受講料¥63,690、その他費用¥22,760)

- 上記教習料金・教習時限は最低必要料金及び時限数です。※1
- 教習の修了期限は9ヶ月です。
- 途中解約の場合は、既に終了している教習料金及び手数料分について実費精算となります。
- 教習計画のお知らせ後、技能教習を無断でキャンセルされた場合には、キャンセル料 (1時限毎 ¥6,710) をお支払い頂きます。

※1 最低必要料金及び時限数は、教習生各々の運転経験、日常の運転車種及び頻度等により超過する場合があります。

■入所資格

20歳以上で準中型MT免許を現に受けており、普通免許、または準中型MT免許を受けていた期間が通算して２年以上の方。

■お申込みに必要なもの

- 運転免許証
- 印鑑(認印で可)

■訓練期間

- １ヶ月

■教習開始時必要料金

- 全額

■追加料金

- 規定時限を超える技能教習料金。(1時限毎 ¥6,710)
- 不合格の場合の2回目以降の検定料。(1時限毎 ¥6,600)

■別途料金

- 日曜日･祝日と夜間(午後5時50分以降)の教習は ¥770(1時限)の割増料金
- 長野県に住所がある方は運転免許試験手数料(¥1,550)が必要です。

長野県公安委員会指定・実地試験免除

伊那自動車教習所

〒396-0111長野県伊那市みすず 9623-2
TEL 0265-72-6191 FAX 0265-76-1599

土･日･祝日も営業!

●教習時間／平日 朝8:30～夜7:40まで
土曜日 ～夜6:40まで
日曜日 ～夕方5:40まで

●お問い合わせ・お申込みは…

0120 FreeDial **0120・21・8188**